

浜松地域遺産認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する、「浜松地域遺産認定制度」について、必要な事項を定める。本制度は、地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、浜松地域遺産（以下「地域遺産」という。）として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を期待し、地域の個性ある創造に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 本制度による認定の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）、及び浜松市文化財保護条例（昭和52年浜松市条例第28号）（以下「法等」という。）の規定による指定、登録、選択、選定、認定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 有形文化財（建造物、絵画、彫刻、古文書、その他歴史資料などで、歴史的、芸術的、学術的価値を有するもの）
- (2) 無形文化財（伝統芸能、工芸技術などの優れた人の技で、芸術的、歴史的価値を有するもの）
- (3) 無形民俗文化財（民俗芸能、年中行事、祭礼、口承文芸などで、地域で長く受け継がれているもの）なお、これらを記録したものを「記憶遺産」とする。
- (4) 有形民俗文化財（無形民俗文化財に用いられる道具類、仕事道具、生活道具などで、市民の生活の推移の理解に役立つもの）、またその伝承地
- (5) 史跡、名勝、天然記念物（遺跡、古墳、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地などで、歴史的、芸術的、学術的価値を有するもの）
- (6) 伝統的建造物群（伝統的な建造物によって構成される町並みなどで、歴史的価値を有するもの）
- (7) 文化財保存技術（本市の文化財を維持保存するために必要と認められる技術）
- (8) 文化的景観（棚田、里山、古街道など人々の生活や地域風土に根ざした景観地で、地域の生活や生業の理解に役立つもの）
- (9) 伝統的生活文化（食文化、茶道、華道、和装、遊戯など、地域の生活の特色を表す文化で、地域で長く受け継がれているもの）
- (10) 近代化遺産（製鉄所などの向上設備や、鉄道など産業、交通、土木に係る建造物のうち、幕末以降、日本又は浜松市の近代化に貢献したと認められるもの）

(認定候補の抽出)

第3条 地域遺産の候補は、以下により推薦されたものとする。

- (1) 市民団体等からの推薦によるもの
 - (2) 浜松市文化財保護審議会委員が推薦するもの
- 2 前項の規定による地域遺産の候補を推薦しようとするもの（以下「推薦者」という。）は、委員会に推薦書（第1号様式）を提出するものとする。
- 3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

(認定)

第4条 地域遺産の認定は、委員会が行う。

- 2 委員会は、地域遺産の認定にあたり、浜松市文化財保護審議会に意見を聞かなければならな

い。

(認定書の交付)

第5条 委員会は、地域遺産の所有者等に対して認定書(第3号様式)を交付する。

(管理)

第6条 地域遺産の管理は、所有者等が行うものとする。

2 前項の管理に必要な経費は、所有者等の負担とする。

3 所有者等は、地域遺産の管理、現状変更に際して、委員会に助言を求めることができる。

(管理責任者の選任)

第7条 地域遺産の所有者等は、自己に代わる当該地域遺産の管理責任者を選任することができる。

2 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、当該管理責任者と連署のうえ、管理責任者選任届(第4号様式)により、速やかに委員会に届け出るものとする。管理責任者を変更、解任した場合も同様とする。

(所有者等の変更)

第8条 地域遺産の所有者等又は推薦者は、認定された地域遺産の所在地、所有者等に変更が生じた場合は、所有者等変更届(第5号様式)により、速やかに委員会に届け出るものとする。

(滅失及び損傷)

第9条 地域遺産の全部若しくは一部が滅失、損傷し、又はこれを亡失したときは、所有者等は、滅失等届(様式第6号)により、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更)

第10条 地域遺産の現状を変更、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、所有者等は、現状等変更届(様式第7号)により、その旨を教育委員会に届け出るものとする。

(地域遺産の顕彰)

第11条 市及び所有者等は、地域遺産に関する情報の検証及び発信に努めるものとする。

(認定の解除)

第12条 委員会は、次の場合、地域遺産の認定を解除する。

(1) 滅失、亡失、損傷等により地域遺産としての価値を失った場合

(2) 所有者等からの申し出があった場合

(3) 法等の規定による指定等がなされた場合

(4) その他特別な事由があった場合

2 委員会は、前項により認定を解除した場合は、認定解除通知書(別紙様式第8号)により、所有者等に通知するものとする。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

浜松地域遺産		受付番号
--------	---	------

推薦書

年 月 日

(あて先) 浜松市教育委員会

推薦者

推薦者は団体に限ります。

(団体の名称)

(代表者名)

(団体の所在地)

推薦団体の所在地は市内に限られません。

わたしたちは、以下の文化財を「浜松地域遺産」に推薦します。

文化財の名称 (よみがな)

文化財の所在地

浜松市

区

推薦できる文化財は市内に限ります。

文化財の種別

有形文化財

記念物

無形文化財

民俗文化財

伝統的建造物群

文化的景観

文化財の保存技術

伝統的生活文化

近代化遺産

その他 ()

推薦する文化財の写真 (画像)


推薦する文化財の概要

草創 (開始) の年代

推薦団体の担当者

電話番号必須

(連絡先)

浜松地域遺産		受付番号												
<h1>同意書</h1>														
年 月 日														
(あて先) 浜松市教育委員会														
所有者														
(氏名)														
(住所)														
(連絡先)														
<small>所有者の住所は市内に限りません。</small>														
わたしは、以下の文化財が「浜松地域遺産」に推薦及び認定されることに同意します。														
所有または占有する 文化財の名称														
文化財の所在地	浜松市 区 <small>推薦できる文化財は、市内に限りません。</small>													
文化財の種別	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">有形文化財</td> <td style="width: 33%;">記念物</td> <td style="width: 33%;">無形文化財</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td>伝統的建造物群</td> <td>文化的景観</td> </tr> <tr> <td>文化財の保存技術</td> <td>伝統的生活文化</td> <td>近代化遺産</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他 ()</td> </tr> </table>		有形文化財	記念物	無形文化財	民俗文化財	伝統的建造物群	文化的景観	文化財の保存技術	伝統的生活文化	近代化遺産	その他 ()		
有形文化財	記念物	無形文化財												
民俗文化財	伝統的建造物群	文化的景観												
文化財の保存技術	伝統的生活文化	近代化遺産												
その他 ()														
条件等														
同意する文化財の現況写真 (任意)														
<p>申請に向けた留意事項 <small>条件等の記入は任意です。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請されても認定されない場合があります。 ・認定後、公開を希望されない場合は上枠「条件等」にご記入ください。 														
推薦者		(連絡先)												



認定書

(所有者)

様

下記の文化財について、浜松地域遺産として認定いたします。

今後とも地域の宝として大切に維持され、地域文化の創造に活用されていくことを期待いたします。

記

認定文化財の名称

員数

所在地


文化財の種別


認定の理由

浜松市

年 月 日

浜松市教育委員会

浜松地域遺産		受付番号									
<h2>管理責任者選任届</h2>											
年 月 日											
(あて先) 浜松市教育委員会											
所有者											
(氏名)											
(住所)											
管理責任者											
(氏名)											
(住所)											
市認定文化財の管理責任者について、次のとおり選任(解任)したので、お届けします。											
認定文化財の名称											
認定番号											
文化財の種別	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">有形文化財</td> <td style="width: 33%;">記念物</td> <td style="width: 33%;">無形文化財</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td>伝統的建造物群</td> <td>文化的景観</td> </tr> <tr> <td>文化財の保存技術</td> <td colspan="2">その他()</td> </tr> </table>		有形文化財	記念物	無形文化財	民俗文化財	伝統的建造物群	文化的景観	文化財の保存技術	その他()	
有形文化財	記念物	無形文化財									
民俗文化財	伝統的建造物群	文化的景観									
文化財の保存技術	その他()										
管理責任者											
氏名または団体名											
住所または所在地											
職業											
選任(解任)年月日	年 月 日										
選任(解任)の理由											
備考											

浜松地域遺産			受付番号
<h2>所有者等変更届</h2>			
(あて先) 浜松市教育委員会		年 月 日	
届出人			
(氏名)			
(住所)			
市認定文化財について、次のとおり変更したので、お届けします。			
認定文化財の名称			
認定番号			
文化財の種別	有形文化財	記念物	無形文化財
	民俗文化財	伝統的建造物群	文化的景観
	文化財の保存技術	その他 ()
旧所有者			
氏名または団体名			
住所または所在地			
新所有者			
氏名または団体名			
住所または所在地			
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			
備考			

所有者の氏名や住所が変更した場合も、この様式で届け出てください。

浜松地域遺産



受付番号

現状変更等届

年 月 日

(あて先) 浜松市教育委員会

届出人

(氏名)

(住所)

市認定文化財について、次のとおり現状の変更をしたいので、お届けします。

認定文化財の名称

認定番号

文化財の種別

有形文化財

記念物

無形文化財

民俗文化財

伝統的建造物群

文化的景観

文化財の保存技術

その他 ()

所有者(管理責任者)

氏名または団体名

住所または所在地

変更年月日

年 月 日

変更の内容

所在場所変更

修理

用途変更

地番等の変更

その他

備考



認定解除通知書

(所有者)

様

下記の文化財について、浜松地域遺産の認定を解除いたします。

記

認定文化財の名称

員数

文化財の種別

解除の理由

年 月 日

浜松市教育委員会